

函館市飼料価格高騰対策支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市飼料価格高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 飼料価格高騰による酪農業および畜産業の経営への影響を軽減するため、飼料コスト上昇分の一部について、補助金を交付することにより、酪農業および畜産業の飼料購入費の負担軽減を図り、経営を支援することを目的とする。

(交付対象者)

第3条 この要綱により、補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 市内で家畜（乳用牛・肉用牛）を飼養し、酪農業または畜産業を営んでいる者
 - (3) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の4第1項の規定に基づく令和5年の定期報告を行っている者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象とならない。

- (1) 函館市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第15号）第2条第1号に規定する暴力団もしくは同条例第6条に規定する暴力団関係事業者に該当する者または代表者、役員、使用人、その他の従業員もしくは構成員等が同条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的に照らし、適当でないとする者

(補助金の額)

第4条 補助金の交付額は、乳用牛または肉用牛1頭当たり6,800円

とする。

- 2 補助金の対象となる乳用牛または肉用牛の頭数は、法第12条の4第1項の規定に基づく定期報告（令和5年2月1日現在）の頭数とする。

（交付申請）

第5条 交付対象者のうち、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、函館市飼料価格高騰対策支援補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 第4条第2項に規定する乳用牛または肉用牛の飼養頭数が分かる書類の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 補助金に係る申請受付期間は、令和6年1月4日から同年1月31日までとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、補助金の交付の適否を決定し、補助金を交付することと決定したときは、函館市飼料価格高騰対策支援補助金交付決定および額の確定通知書（別記第2号様式）により、補助金を交付しないことと決定したときは、函館市飼料価格高騰対策支援補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の通知は、決定後速やかに行うものとする。

（交付の取消しおよび返還）

第7条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合には、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、当該対象者に対して、函館市飼料価格高騰対策支援補助金交付決定取消通知書（別記第4号様式）により通知するとともに、函館市飼料価

格高騰対策支援補助金返還命令書（別記第5号様式）により，補助金の返還を命じるものとする。

第8条 市長は，前条の規定により補助金の返還を命ぜられ，これを納期日までに納付しなかったときは，納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ，その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については，その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

（受給権の譲渡または担保の禁止）

第9条 補助金の交付を受ける権利は，譲渡し，または担保に供してはならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附 則

この要綱は，令和5年12月26日から施行し，令和6年3月31日限りその効力を失う。ただし，同日までに交付の決定がなされた補助金については，この要綱の失効後もなおその効力を有する。